

マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会（第7回） 議事概要

1. 日 時：令和3年7月28日（水）15時00分～17時00分

2. 場 所：Web会議による開催

3. 出席者（敬称略）

（1）有識者

手塚座長、太田座長代理、小尾構成員、楠構成員、瀧構成員、野村構成員、宮内構成員、森山構成員

（2）自治体・関係団体

岡田情報政策課長（前橋市）、牧野マイナンバー推進担当課長・菊池係長・西海係長（神戸市）、荒井個人番号センター長・谷個人番号センター副センター長・橋本公的個人認証部長・林公的個人認証担当部長（地方公共団体情報システム機構）、江口業務部長・大橋氏・斎藤氏・馬場氏・静氏・地崎氏・山田氏・加藤氏・君島氏・上野氏（一般社団法人電気通信事業者協会）

（3）オブザーバー

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、xID株式会社、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般財団法人日本情報経済社会推進協会、日本電気株式会社、株式会社日立製作所、フェリカネットワークス株式会社、一般社団法人リユースモバイル・ジャパン、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房番号制度推進室

（4）総務省（事務局）

長谷川住民制度課長、田中マイナンバー制度支援室長、細川課長補佐
竹村総括審議官、辺見審議官、平松情報流通高度化推進室長、小村課長補佐

4. 配付資料

資料1 開催要綱

資料2 UI/UX 検討方針及びユーザテストの進め方

資料3 生体認証の利用制限方式の検討

資料4 アプリ間連携の検討

資料5 公的個人認証サービスと紐付けられた民間IDの利活用に関する課題整理

参考資料1 民間事業者が利用者の本人確認のために公的個人認証サービスを利用するに当たっての課題の再抽出

参考資料2 公的個人認証サービスによる本人確認に基づき民間事業者が発行した電子証明書等を行政分野で利活用するに当たっての課題の再抽出

5. 議事経過

(1) 開会

(2) 議事（議題1）

議題1 開催要綱の改正について、事務局から、資料1に基づき説明。

(3) 議事（議題2）

議題2 技術検証の経過報告について、株式会社 NTT データから、資料2、資料3、資料4に基づき説明。

(3) 意見交換①

概要は、「6. 構成員等からの主な意見」を参照。

(4) 議事（議題3）

議題3 公的個人認証サービスと紐付けられた民間 ID の利活用について、事務局から、資料5に基づき説明。

(5) 意見交換②

概要は、「6. 構成員等からの主な意見」を参照。

(6) 閉会

6. 構成員等からの主な意見（要約）

【資料2について】

- ユーザテストをする際にはあらかじめ、期待値、目標値を持った方がよい。
- マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載をして使うということは、多くの利用者にとって初めての体験になる。(ユーザテストの実施に当たって) 初めて使うときの体験のことで、それを使いこなして慣れていったときの体験のことを区別して評価する方がよい。
- アクセシビリティの問題について、どこまでユーザビリティという観点の中でカバーしていくか、検討の中に入れていくとよい。
- ユーザテストについて、その用を達することができることをもってゴールと言ってよいのか、あるいはスマートフォンを使った様々な民間や海外も含めたサービスと比較としてどうであるかという視点が必要ではないか。マイナンバーカードの機能をスマホに搭載することで目指している到達点が、プラスチックカードのマイナンバーカードと同等のことができれば成功と言えるのか、民間アプリとの連携等も含めてより高度なUI/UXを実現していくのか。IDをスマホに搭載する様々なソリューションが出てきている中、仕組みとしてきちんと機能しているかという視点に加えて、ベンチマークを考えなくてよいのか。
- 運用が開始された後の運用費を含めた全体の費用感、運用上の負担など、ライフタイムコストの見通し等に関しても、本検討会における検討内容が具体的になった段階で振り返りと方向性の確認があってもよい。
- 民間利用の主なユースケースが電子申請ベースになっていて、利用者証明用電子証明書についてはあまり表に出てきていない。スマホの利用で最も利用されることが想定され

る利用者証明用電子証明書の活用をいかに広げていくかということ想定したシナリオを考えてほしい。

- そもそも、今回のマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に関する検討の開始時点では医療機関での利用が主に想定されていた。オンライン資格確認について、医療機関や患者から、マイナンバーが記載されているカードを外に持って行って使うということに対して心配の声もある。このような患者等の心配に対応できる仕組みの1つとしてマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に関する議論がなされてきた経緯も踏まえると、案でも構わないので、保険資格確認等での利用を想定したシナリオでも検証した方がよい。
- ユーザテストについて、比較対象も意識しつつ、きちんと到達点を置いてほしい。民間のアプリはアプリストアの評価が5点満点で5に近い点数を取っているのに対して、これまで国のマイナンバー関連のアプリは2点程しか取っていないのが現状である。なお、ほぼ同じ機能のシンガポールのアプリは5に近い点数を取っている。
- デジタル庁が検討している、アプリをリリースした後も改善を図ることができるような契約形態で本事業も進められるよう、今回のユーザテストに関する検討が繋がっていくとよい。具体的には、請負契約だと納品して終わりになってしまうため、リリースした後も到達点に向けて進んでいけるような契約・調達の仕方を連携する形で検討していただきたい。民間やシンガポールのアプリもリリース後に断続的に改善しており、それが民間及び海外の公的アプリケーションの標準だと思う。
- 民間での利用者証明用電子証明書の利用例としてリモート署名サーバーへのログインはあり得る。JPKIの署名用電子証明書で署名するという事は、実印並みで非常に重いので、より軽い証明書をリモート署名で使うことを考えてよいのではないかと。

【資料3について】

- スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載し、かつ、暗証番号の代わりにスマホの生体認証機能を利用する場合、万一の際に備えて生体認証の利用制限をできるようにしておくことが必要ではないかと観点から議論してきたが、それ以上に、オンラインでマイナンバーカードの機能が使えることによる全体的なリスクをコントロールできる必要がある。全体としてブレーキをかける機能はその即時性を含めて必要だが、マイナンバーカードの機能をスマホで使い、かつ、生体認証機能を利用する方のためだけに対応する必要性はあまりないのではないかと。その意味では、全体としてのコントロールを独自サーバー上に構築して、加えてよりデリケートに制御する部分については汎用のFirebase等を利用することがよいのではないかと。
- 仮に特定のメーカー・機種が生体認証装置の信頼性に疑義が生じた場合、誰がその情報を集めて、利用制限の要否を判断するのか、どのくらいの時間をかけて検討するのか等の議論は、まだ十分になされていないと認識している。単なる技術的な方式よりは、国民に安心して使っていただくために、何か機微な情報が入ったときの判断プロセスを構築していく必要がある。

【資料4について】

- テンプレート署名について、民間がテンプレートを作る場合でも J-LIS 等にテンプレートを登録するとのことであるが、登録審査の基準や運用の検討は大変かと思う。上手く進められるとよいと思うが、注意喚起のレベルをしっかりと確認しなければならない。
- アプリ間連携の方式案が多くあるが、それぞれが何の問題を解決するためのものかを分解して考えられている。この中で、アクセス権の制御については、行政・民間の業務アプリの数が膨大になった場合にも管理しきれぬのかという観点も重要である。
- テンプレート署名による注意喚起は、利用者にとっては非常に意味がある。これはスマホだけではなく、PC 等の環境とも横並びで検討するとよいのではないか。

【資料 5 について】

- 電子証明書を伴わない公的個人認証サービスと紐付けられた民間 ID も本検討会の検討対象に含む場合、保証レベルの違いについてどのように考えるのか。改めて「民間 ID」の定義を整理しておく必要があるのではないか。
- 電子証明書の発行番号を厳格に管理する必要性について、どのようなリスクがあるのかという観点から再度整理していただきたい。また、電子証明書の発行番号に係るリスクを分析・回避することで、民間 ID 発行事業者等は今までよりも簡単に事業が始められるようになるのではないか。
- 民間 ID の再発行等においては、マイナンバーカードを用いた高いレベルでの身元確認と FIDO 認証のような認証強度の強い認証を組み合わせることで、オンラインでの本人確認性が引き継がれ、より便利に利用できると思う。
- 本日の説明では、民間 ID の利活用について、基本 4 情報が含まれる署名用電子証明書を使った本人確認は何度か出ていたが、利用者証明用電子証明書の話はあまりなかった。ID の再発行においては、再発行を受ける利用者が間違いなく以前に使っていた利用者であるという一意性が確認できることが重要であるが、これは利用者証明用電子証明書でも十分に果たせる役割である。民間 ID の使い勝手のよさをマイナンバーカードと組み合わせるという意味では、利用者証明用電子証明書の利用についても積極的に検討した方がよいのではないか。
- サービスアプリケーションに応じて、署名用電子証明書を使った署名でなく、少しライトな利用者証明用電子証明書を積極的に使うこともあり得るのではないか。
- JPKI に基づいて民間の ID・電子証明書を発行することについて、派生クレデンシャルの位置づけがあやふやになっている点については、現在検討している主体に対して申入れをした方がよい。身元確認のレベルについてきちんと定義をしてもらうことが必要ではないか。
- 実際に民間 ID と JPKI がどのように連携するかについては、JPKI と紐付けられた民間 ID を使って行政手続を行っている xID や加賀市の取組における課題を把握した上で、JPKI 側として何をすべきかを明確に整理した方がよい。

以上